

2015年4月 1日施行

2019年7月17日最終變更

防災業務計画

電力広域的運営推進機関

(履歴)

2015年	4月	1日	施行
2015年	10月	14日	変更
2016年	4月	13日	変更
2019年	7月	17日	変更

目 次

第1編 総則	2
第1節 目的	
第2節 基本方針	
第3節 運用	
第4節 定義	
第2編 一般防災業務計画	4
第1章 防災体制	4
第1節 防災体制	
第2節 対応組織の運営	
第2章 災害予防	6
第1節 防災教育	
第2節 防災訓練	
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項	
第4節 防災に関する設備等の確保・整備	
第5節 電気事故の防止	
第6節 資機材・人員等	
第7節 連携復旧に備えた情報意見交換	
第3章 災害応急対策及び災害復旧	14
第1節 災害発生時の対応	
第2節 災害時における広報	
第3節 要員の確保	

第1編 総則

第1節 目的

この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下同じ。）第39条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第15章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。なお、本計画の遂行にあたっては、国の防災業務との間で密接な連絡調整を図る。

第2節 基本方針

本機関及び本機関の会員（以下「会員」という。）は、本節に定める基本方針に基づき、本計画に定める防災体制を整備し、災害に対応する。

なお、本機関は、会員に該当しない電気供給事業者に対しても、電気事業法第28条の4に定める本機関の広域的運営を推進するとの目的に則り、必要に応じ、本計画に準じた対応を要請する。

（1）防災体制の整備

本機関は、災害の発生に備え、災害発生時の対応組織や連絡体制等の防災体制を整備する。

（2）災害予防

本機関は、災害の発生に備え、本機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対し、防災教育を実施し、定期的に防災訓練を行う。また、本機関は、災害発生時における会員及び役職員との間の通信手段を確保する等、災害発生時においても、適切に防災対応が講じられるよう設備等の充実を図る。また、会員から資機材・人員等の情報を収集し、必要に応じ、会員に対し、資機材の充実その他の対応を求める。

会員は、電力設備について必要な災害予防措置を講じるとともに、適切に防災対応が講じられるよう必要な設備等の確保を図る。また、会員は、災害による自身の電力設備の復旧を図るため、必要な資機材・人員等の確保に努めるとともに、資機材・人員等の状況についての情報を、毎年度、本機関に提出する。本機関から資機材の充実その他の対応について求められた場合にはこれに対応する。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5項に定める指定公共機関に指定された会員は、同上第39条第1項に基づく防災業務計画を作成又は修正したときは、その旨を本機関に通知する。

(3) 電力設備の被害や停電に関する情報の収集

本機関及び会員は、大規模災害（業務規程第173条に定める大規模な天災地変その他これに準ずる事由をいい、主要な発電所又は広域連系系統の機能喪失に繋がる可能性があるとして本機関が認める大規模な災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は対応態勢の発令後、直ちに被災した供給区域の需給状況及び電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報（以下、総称して「被災情報」という。）の収集を行う。

(4) 災害復旧

電力設備の所有者たる会員が第一次的に電力設備の復旧を行い、本機関は、需給状況の改善又は供給支障の解消に必要と認められる場合には、会員に対する指示又は被災電力設備に対する会員間の連携による復旧（以下、「連携復旧」という。）の要請を行い、早期の需給状況の改善又は供給支障の解消に努めるものとする。

第3節 運用

1. 災害対策基本法その他の法令との整合

本計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法その他の関連法令に基づき策定した計画等（指定公共機関たる会員が定める防災業務計画を含む。）と整合的に運用するものとする。

また、原子力災害特別措置法に定める原子力災害及び原子力緊急事態が生じた場合には、原子力事業者である会員が原子力事業者防災業務計画に基づき対応するとともに、本機関及び原子力事業者ではない会員は、必要に応じ、本計画に基づいた対応を行う。

2. 防災業務計画の修正

本機関は、本計画について、常に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。本機関は、本計画を修正する場合は、必要に応じ、国や会員に意見を照会する。

第4節 定義

本計画における用語の定義は、本計画に定めるものを除き、災害対策基本法並びに本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針に定めるところによる。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制

第1節 防災体制

1. 対応態勢の区分

大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応態勢は、次の区分による。

災害の情勢	対応態勢
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1.から3.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢

2. 対応組織

対応組織の構成は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

なお、本機関は、災害により定款第2条で定める主たる事務所での業務の継続が困難となった場合は、主たる事務所に代わる対応組織の本部の設置場所を決定し、速やかに全会員に対して通知し、経済産業大臣に報告する。

第2節 対応組織の運営

1. 対応態勢の発令及び解除

(1) 大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、下表に定めるとおり、発令者は、上申者からの上申を受け、本章第1節1. に定める災害の情勢に応じた対応態勢を発令するとともに、態勢に応じた対応組織の設置を決定する。

対応態勢	上申者	発令者	対応組織
警戒態勢	総務部長	総務部を管掌する理事	警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)
非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 (本部長：理事長)

(2) 上申者又は発令者及び本部長となるべき者に事故があるときは、下表の代行順位に従い、代行者が上申者又は発令者及び本部長の任に当たる。

対応態勢	上申者	発令者・本部長
警戒態勢	第1代行：運用部長 第2代行：計画部長 第3代行：企画部長	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事
非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事 第2代行：運用部を管掌する理事 第3代行：計画部を管掌する理事

(3) 本部長又はその代行者は、対応組織設置後速やかに、会員への通知及び経済産業大臣への報告を行う。

(4) 本部長又はその代行者は、災害が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員及びその他関係者への通知並びに経済産業大臣への報告を行う。

2. 権限の行使と責任

(1) 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う災害対応に関する業務は、対応組織のもとで行う。

(2) 対応組織が設置された場合、本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使し、速やかに災害への対応を行う。但し、職制上の権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、必要な手続の省略その他の臨機の措置をとることができる。なお、職制上の権限外の事項を実行した場合には、速やかに所定の手続と同様の手続をとる。

(3) 対応態勢が長期間に及ぶと予想される場合又は及ぶ場合は、1 (2) の代行順位に従い、上申者又は発令者及び本部長の任を代行することができる。

3. 動員

本部長又はその代行者は、対応組織の設置後、直ちに必要な本機関の役職員の動員を指示する。

第2章 災害予防

第1節 防災教育

(1) 本機関は、防災に関する専門知識の役職員への普及、役職員の防災に関するセミナーへの参加等を通じ、役職員の防災に係る知見・意識の向上に努める。

(2) 本機関は、会員に対し、本機関の防災対応等に関する情報を提供し、会員全体の防災に関する知見・意識の向上に努める。

(3) 会員は、本節(1)に準じ、自らの従業員の防災に係る知見・意識の向上に努める。

第2節 防災訓練

(1) 本機関は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、会員及び関係者の協力を得て、下表に定める情報伝達、需給改善対応、連携復旧対応等の防災に係る訓練を年1回以上を目途に実施するとともに、国、地方公共団体その他の機関が実施する防災に係る訓練に積極的に参加する。

訓練内容	対象会員	内容
情報伝達訓練	全会員	メールによる態勢発令及び状況報告の受発信等
需給改善対応訓練	複数の供給区域の会員	本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等
連携復旧対応訓練	一又は複数の供給区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等
総合訓練	複数の供給区域の会員	上記各訓練を組み合わせた内容

(2) 会員は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、防災に係る訓練の実施に努める。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

会員は、電力設備の災害による被災を予防するため、法令等に定める基準を遵守するとともに、以下のとおり、個々の電力設備や所在地の特性に応じ、必要と認める措置を講じる。なお、指定公共機関たる会員については、以下の内容に加え、災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。

1. 水害対策

(1) 水力発電設備

水力発電設備については、過去に発生した災害の状況、河床上昇等を加味した水位予想その他個々の発電設備の特異性を考慮し、防水対策を実施する。

また、水害対策にあたっては、洪水による被害防止に重点を置き、ダム取水口等の重要設備について点検・整備を実施する。

(2) 送電設備

架空電線路については、水害による土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある地点における設置を回避する等、地中電線路についてはケーブルヘッドの位置を適正に設置する等の防水対策を実施する。

(3) 変電設備

変電設備については、浸冠水のおそれのある地点に所在するものに関し、建物の構造に応じ、各種の防水対策を実施する。

(4) その他の電力設備

その他の電力設備については、過去に発生した災害及び被害の実情を踏まえ、必要な防水対策を講じる。

2. 風害対策

電力設備について、計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等を考慮の上、風害対策を実施し、経年劣化等によって既設設備に弱体箇所が生じた場合は、必要に応じて、補強を行う。

3. 塩害対策

著しい塩害が予想される地域においては、塩害による影響を考慮し、必要に応じて、耐塩設備の設置、耐塩素材の使用その他の適切な塩害対策を実施する。

4. 高潮対策

火力発電所及び原子力発電所においては、計画設計時において、過去に発生した災害の状況等から最大水位を想定し、合理的な範囲で設備の嵩上げ、防潮扉又は防潮壁の設置その他の高潮対策を実施する。

5. 雪害対策

著しい雪害が予想される地域においては、雪害による影響を考慮し、必要に応じて、雪崩防護、電線の難着雪化その他の適切な雪害対策を実施する。

6. 雷害対策

送電設備、変電設備及び配電設備は、雷害による影響を考慮し、必要に応じて、避雷針、架空地線、避雷器の設置その他の適切な雷害対策を実施する。

7. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を想定し、適切な地盤沈下対策を実施する。

8. 火災、爆発、油流出等の対策

各電力設備に消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法その他の関連法令に基づき、設備毎に必要な対策を実施する。

9. 土砂崩れ対策

電力設備の設置場所の地形、地質等を考慮し、必要に応じて、擁壁、石積み、排水溝等の設置その他の土砂崩れ対策を実施する。

10. 地震・津波対策

(1) 水力発電設備

ダムその他の電気工作物については、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令その他の基準に基づき、設備の重要度やその地域の地質等に応じて、耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

火力発電設備の機器については、発電用火力設備に関する技術基準その他の基準に基づいて、耐震設計を行う。さらに、必要に応じて、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案する。

機器の耐浪化は、消防法に関する技術基準等に基づいて進め、必要に応じて、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案する。

(3) 原子力発電設備

原子力発電所の全ての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計し、関連設備については、安全上の重要度に応じて耐浪化を実施する。

また、重要な建物及び構築物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するため、原則として、直接、岩盤上に設置する。

(4) 送電設備及び配電設備

架空電線路については、電気設備の技術基準に基づき設計する。

地中電線路については、終端接続箱及び給油装置に関し、変電所等における電気設備の耐震設計指針に基づき設計する。また洞道に関し、土木学会によるトンネル標準示方書等に基づき設計し、地盤条件に応じて、可撓性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮して設計する。

また、各送配電設備の重要性に応じ、代替設備の確保、設備の多重化その他の必要な対策を実施する。

(5) 変電設備

変電設備については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動その他の必要事項を考慮し、電気技術指針の変電所等における電気設備の耐震設計指針に基づき耐震設計を行う。また、必要に応じて、その地域で予想される津波浸水想定等を考慮の上、合理的な範囲で基礎の嵩上げ等の対策を実施する。

(6) 保安通信設備

無線鉄塔については、電気設備の技術基準に基づき設計する。屋内装置については、構造物の設置階を考慮し、設計する。

また、必要に応じて、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(7) その他設備

その他必要に応じて、大規模地震及び津波による被害の影響を考慮し、必要

となる耐震対策及び津波対策を実施する。

第4節 防災に関する設備等の確保・整備

1. 本機関

(1) 通信連絡設備

本機関は、対応態勢の発令を勤務時間外においても直ちに会員及び役職員に通知する仕組みを構築する。また、対応態勢発令時の国及び電気供給事業者（本機関の会員でない電気供給事業者を含む。）との連絡手段について、電話回線、衛星携帯電話、電子メールを用いるほか、テレビ会議システムの導入も検討するなど、通信連絡手段の多様化に努める。

(2) 非常用電源設備

本機関は、災害による長時間停電に備え、非常用電源設備を備えた事務所を確保し、対応組織を設置する。

(3) コンピュータシステム

本機関は、コンピュータシステムについて、被災時のリスク軽減と迅速な復旧のため、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ策の整備を図る。また、電源設備を含めた事務所の耐震対策、防火対策、浸水対策その他の必要な対策を実施する。

2. 会員

会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧する等の防災対応を果たせるよう、以下の内容を踏まえ、設備等の確保を行う。

(1) 気象観測・予報設備

一般送配電事業者たる会員は、ラジオやテレビ等の気象情報を補完するため、局地的気象の観測を行う。

(2) 通信連絡設備

全ての会員は、本機関との通信連絡設備として、電話回線及び電子メールを確保する。

一般送配電事業者たる会員は、電話回線及び電子メールのほか、衛星携帯電話及びテレビ会議システムを確保するなど、通信連絡手段の多様化に努める。

(3) 非常用電源の整備

全ての会員は、発電所、事務所等における長時間の停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備や照明等のための非常用電源の確保に努める。

(4) コンピュータシステムの整備

全ての会員は、コンピュータシステムについて、重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ策を講じるよう努める。

(5) 水防・消防に関する設備等

電力設備を保有する会員は、電力設備の被害の軽減を図るため、法令等に基づき必要となる水防及び消防に関する設備等を整備する。

(6) 石油等の流出による災害を防止する設備等

電力設備を保有する会員は、石油等の流出による被害の軽減を図るため、法令等に基づき関連設備等を整備する。

(7) その他災害復旧用設備

電力設備を保有する会員は、電力設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等の整備に努める。

第5節 電気事故の防止

(1) 会員は、保有する電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に巡視点検を行う。また、災害発生のおそれがある場合には特別の巡視点検を行う。

(2) 会員は、公衆感電事故及び電気火災を防止するための広報活動を行うよう努める。

第6節 資機材・人員等

1. 資機材・人員等の確保と情報の提出

会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材、人員、食糧等の生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を、本機関が指定する報告方法により毎年1回報告又は更

新しななければならない。

- (1) 自ら維持し、運用する電気工作物の所在地及びその性能
- (2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況（燃料の保有状況を含む）
- (3) 災害対応のための資機材の保有状況
- (4) 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む）の状況
- (5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- (6) 平常時及び緊急時の連絡先
- (7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項

2. 資機材・人員等の情報の更新

本機関は、前項の情報の提出を受けたときは、本機関が保有する情報を更新するとともに、経済産業大臣に対し報告する。

3. 資機材の充実その他の対応

- (1) 本機関は、上記1. で提出された情報に記載された保有量について明らかな不足が認められる場合等、会員が十分な資機材・人員等を確保できていないと認められる場合には、当該会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。この場合、本機関は、本章第7節1. に定める防災連絡会をあらかじめ開催し、当該会員を含む関係会員の意見を聴取し、参考とする。
- (2) 会員は、前号の本機関の要請に基づく対応について、対応完了時に本機関に報告する。
- (3) 本機関は上記1. で提出された情報に記載された平常時及び緊急時の連絡先について、必要に応じて関係会員に対し情報提供する。

第7節 連携復旧に備えた情報意見交換

1. 防災連絡会

本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、一又は複数の供給区域毎に以下のとおり防災連絡会を開催する。

(1) 参加会員

- ① 電気事業の用に供する出力5万kW以上の発電設備を保有する会員
- ② 上記設備と連系する流通設備を保有する会員
- ③ その他本機関が必要と判断する会員

(2) 審議事項

- ① 本章第3節に基づく電力設備の災害予防措置の実施状況
- ② 本章第6節1. に定める資機材・人員等の確保状況
- ③ 供給区域内における連携復旧の可能性及び手法等

(3) 一般送配電事業者たる会員の役割

一般送配電事業者たる会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。

2. 広域防災連絡会

本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、以下のとおり広域防災連絡会を開催する。

(1) 参加会員

- ① 一般送配電事業者たる会員
- ② 広域連系系統を保有する会員（一般送配電事業者たる会員は除く）
- ③ その他本機関が必要と判断する会員

(2) 審議事項

- ① 各供給区域での防災連絡会での審議結果を踏まえた複数の供給区域による連携復旧に必要な事項
- ② 広域連系系統及び複数の供給区域に電力を供給している発電設備に係る連携復旧の可能性及び手法等

(3) 参加会員の役割

参加会員は、広域防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員間での情報意見交換に努める。

第3章 災害応急対策及び災害復旧

第1節 災害発生時の対応

1. 災害応急対策及び災害復旧の基本的な考え方

災害による電力設備の被害が認められる場合には、電力設備の保有者たる会員が第一次的に電力設備の復旧を行うものとするが、本機関は、需給状況の改善又は供給支障の解消に必要と認められる場合には、会員に対する指示又は連携復旧の要請を行い、早期の需給状況の改善又は供給支障の解消に努めるものとする。その際、本機関は、災害対策基本法等に基づく災害応急対策に係る経済産業大臣の指示と整合させた応急復旧や暫定対策による対応を行うよう、当該会員に求める。

会員は、電力設備の復旧を行う場合は、災害状況、各設備の被災状況、各設備の復旧の難易などを勘案して、原則として、供給上復旧効果の最も大きい電力設備から復旧を行う。また、早期の電力需給の安定や供給支障の解消等の必要に応じ、応急復旧や暫定対策による対応を行う。

2. 災害発生時の情報収集、助言等

(1) 本機関による情報収集

本機関は、大規模災害の発生後又は対応態勢の発令後（但し、警戒態勢を発令した場合においては、必要と認める場合に限る。以下同じ。）、被災した供給区域の需給状況を直ちに確認するとともに、被災した供給区域の一般送配電事業者から当該供給区域内の被災情報を収集する。

また、本機関は、必要に応じて、会員に対して、会員が保有する電力設備ごとの被害の有無、被害状況及び復旧見込等の情報（以下、「広域災害情報」という。）の提供を求め、その後も電力設備の復旧状況、停電の状況その他の必要な情報の提供を求める。

本機関は、会員から提供を受けた広域災害情報を取りまとめ、供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告し、広域的な災害情報（電力関連に限る）の取りまとめに協力する。

(2) 本機関による助言

本機関は、国からの要請に応じて、本機関の役職員を被災した供給区域の一般送配電事業者又は国の災害対策本部等に派遣し、国等に対して、需給状況の改善等に必要な助言を行う。

(3) 会員による情報収集・周知等

会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。

また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。なお、会員が、本機関に対し、広域災害情報を提供する際には、本機関提示の報告用紙によるものとする。

3. 本機関の災害対応

本機関は、次の各号に定める必要な対応を行う。

(1) 電気の供給に係る需給状況の改善に必要な指示

本機関は、被災した会員からの要請又は前項により収集した情報に基づき、被災した供給区域に、需給ひっ迫が発生し、又は、需給ひっ迫が発生する恐れがあると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気の供給に係る需給状況の改善に必要な指示を行う。

(2) 資機材の融通に係る需給状況の改善に必要な指示

発電所、送変電設備等の電力設備の被災により、供給区域の供給力が不足している場合の電気工作物及びその他の資機材の融通、復旧要員の派遣等については、一般送配電事業者たる会員等が指定公共機関として国に報告した各自の防災業務計画に記載される他の一般送配電事業者たる会員ならびに電源開発株式会社等との災害対策用資機材の相互融通体制を基本として調整する。本機関は、被災した会員等からの要請又は前項により収集した情報に基づき、電力の需給状況の改善に必要と認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気工作物及びその他の資機材の融通、復旧要員の派遣等の需給状況の改善に必要な指示を行う。

(3) 連携復旧のための協力要請

本機関は、電力設備が被災したことを原因として供給支障が発生している場合において、当該電力設備を保有する会員が設備を復旧させるに当たり、他の会員から資機材の融通、復旧要員の派遣その他の協力を得ることにより、復旧がより速やかに行われるようになると認めるときは、当該他の会員に対し、必要な協力を要請するものとする。

(4) 会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合

本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報

提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第179条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。

4. 会員の災害対応

(1) 一般送配電事業者たる会員の対応

一般送配電事業者たる会員は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、供給区域内の電力設備が被災している場合には、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。

① 需給状況が悪化している場合の対応

一般送配電事業者たる会員は、被災した供給区域に需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが発生した場合には、直ちに本機関に当該供給区域の電気の需給状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。

② 供給区域内において電力設備が被災し、供給支障が発生している場合

一般送配電事業者たる会員は、供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。

さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、一般送配電事業者たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、次号①のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。

一般送配電事業者たる会員は、復旧計画にしたがい、会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。

③ 一般送配電事業者たる会員の義務

一般送配電事業者たる会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。

(2) 一般送配電事業者たる会員を除く会員の対応

会員（一般送配電事業者たる会員を除く。以下本号で同じ。）は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。

① 電力設備が被災し、供給支障が発生している場合

会員は、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする一般送配電事業者たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。

さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、一般送配電事業者たる会員に提出し、一般送配電事業者たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかに設備の復旧を実現するため、一般送配電事業者たる会員の意見を尊重するものとする。

会員は、復旧計画にしたがい、一般送配電事業者たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。

② 一般送配電事業者たる会員を除く会員の義務

会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。また、一般送配電事業者たる会員から協力要請があった場合には、積極的に協力するよう努める。

5. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算

本機関が指示又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第123条を適用又は準用する。

第2節 災害時における広報

本機関は、災害により電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時には、本章第1節第1項に基づき本機関が収集した情報に基づき、国や被災した供給

区域の一般送配電事業者たる会員と連携の上、需給の状況等について、その状況に応じた広報活動を行う。

第3節 要員の確保

1. 本機関の要員の確保

- (1) 夜間又は休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対応組織の要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し対応態勢の発令に備え、対応態勢が発令された場合には対応組織に速やかに出動する。
- (2) 震度5強以上の地震が発生した場合、別途定める対応要員出動基準に基づき、対応組織の要員は、対応組織に速やかに出動する。
- (3) 交通途絶等により対応組織に出動できない場合、その旨を速やかに対応組織に連絡の上、出動可能な状況に備える。

2. 会員の要員の確保

会員は、本章第1節に定める対応を適時適切に行えるよう、対応態勢の発令後速やかに、対応責任者をはじめとする要員を確保する。

以 上

対応組織の構成（警戒態勢）

役職	本機関の担当者／部門	役割
本部長	総務部 管掌理事	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定
副本部長	総務部長	①本部長の補佐
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対応組織の統括 ②会員からの被災状況の集約 ③官公庁等対応 ④報道機関対応 ⑤役職員の安否確認
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力

対応組織の構成（非常態勢）

役職	本機関の担当者／部門	役割
本部長	理事長	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定
副本部長	各理事	①本部長の補佐
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対応組織の統括 ②官公庁等対応 ③報道機関対応 ④役職員の安否確認及び本機関の被災状況確認 ⑤他の班に属さない事項
支援班	企画部 (班長：企画部長)	①宿泊施設、寝具等の確保 ②食糧、医薬品等の確保
復旧班	計画部 (班長：計画部長)	①会員からの被災状況の集約 ②連携復旧に係る検討・促進・指示 ③上記に係る会員との連絡
需給班	運用部 (班長：運用部長)	①需給の悪化・逼迫の改善に係る指示 ②上記に係る会員、官公庁との連絡
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力